

連載!

## 諸外国の信託活用事情

### 第11回

### 米国の民事信託の日常的利用状況【2】



一般社団法人民事信託活用支援機構 代表理事

たかはし ともひこ  
**高橋 倫彦**

50年に及ぶ信託業務の経験を持つ。外資系信託銀行や信託会社の免許取得を行い、その役員を歴任。特に家族のための信託の分野では日本でも数少ない専門家で、プライベートバンキングの豊富な経験に基づき承継問題への信託を用いた画期的な解決策の構築を強みとしている。海外の信託にも通じている。著書は、『信託を活用した【ケース別】相続・贈与・事業承継対策』（共著、日本法令）等、記事は『週刊T&A master』No.598「受益権複層化信託の所得課税」等。

前回（第10回）は、米国コロラド州弁護士ジェームズ・ウエイド（James R. Wade）氏が信託協会での講演において米国における信託の日常的利用例として述べた3種類の信託を紹介しました。

今回は、米国の民事信託の日常的利用状況を裁判例により紹介します。米国の最高裁判所の判例検索で“trust”と入れると、民事信託に関する沢山の判例が出てきます。我々の興味は、その判決に述べられている難解な法律理論ではなく、米国の家族において信託がどのように使われているか、何が紛争の要因になったかを知ることです。

今回は3つの裁判例で明らかになった米国の民事信託の日常的利用状況を、ジェームズ・ウエイド氏の信託分類に従って紹介します。

なお、この裁判例はいずれも税務訴訟ですが、税務にかかるテクニカルな議論にかかる判決内容は省略しました。

#### 1 未成年の子女の保護を目的とした信託

この信託は、ニューヨーク州で設定されましたが、ノースカロライナ州税務当局が、その課税権を主張しました。

(NORTH CAROLINA DEPARTMENT OF REVENUE v. KIMBERLEY RICE KAESTNER 1992 FAMILY TRUST No.18-457. Decided June 21, 2019)

##### （1）事実関係

この最高裁判決は2019年6月に出た最新のものですが、判決の対象となった信託は今から約30年前にニューヨーク州居住のライス氏がその子どもたちのために設定したものです。彼はこの信託をニューヨーク州法の管轄に置き、ニューヨーク州の居住者を受託者に任命しました。受託者は自分が適宜判断する金額と割合で受益者に給付するための絶対的裁量権（absolute discretion）を有していました。信託設定時、受益者の中にはノース・カロライナ州に住んでいる人はいませんでした。ライス氏の娘のケストナーさんが同州に引っ越し、彼女とその

未成年の子が2005年から2008年の間ノース・カロライナ州の住民(resident)になりました。受託者はライス氏の当初の信託を3つの子信託に分けました。その一つがケストナーさんとその3名の子のための「KR ケストナー 1992 家族信託」です。当初の信託の取決めがこの子信託に適用されました。受託者は信託給付の割当てと時期について、排他的権限を有していました。ノース・カロライナ州の州税の課税期間における同州と信託との唯一の接点は、その受益者が同州の住民の地位(in-state resident)にいたことです。受託者は彼女とその子どもたちに信託の留保利益を給付しませんでした。信託条項によれば、この課税期間後に彼女が40歳になったら信託が終了することになっていましたが、受託者は、彼女と相談し彼女の希望に従って、信託財産を受益者に分配せず、代わりに新しい信託に入れました。

## (2) 信託に対する課税について

ノース・カロライナ州は、その住民のための信託の所得に課税します。同州歳入部は、ケストナーさん親子が住民であった期間の信託留保所得の全額に対して課税し、受託者に対してその支払いを要求しました。

受託者は州裁判所に訴訟を提起し、同州による家族信託に対する課税は合衆国憲法第14修正の適正過程条項(Due Process Clause)に違反すると主張しました。事実審裁判所(trial court)は、「彼女がノース・カロライナ州の住民であることは、同州と同信託の結びつきが希薄(tenuous)すぎるので課税できない、

したがって同州の信託課税は適正過程条項に違反する」と判示しました。これに対し同州歳入部は控訴し、最終的に合衆国最高裁判所はこの違反を確認しました。

## (3) 筆者のコメント

この信託は、委託者が子どもたちのために設定しました。ウエイド氏の「未成年の子女の保護を目的とした信託」の一種です。信託期間が30年にも及び、受益者の子が40歳になったら終了します。

米国では受託者が課税されるのが原則です。受益者に信託収益が分配されると受益者が課税されますが、分配が予定されていない複雑信託の留保所得は受託者が課税されます。所得課税については、連邦所得税の他に州税も課されます。州税については、その州における居住性が問題になります。この事例では、信託のノース・カロライナ州における信託の居住性が問題になりました。

この信託は特段の節税を目的としたものではありません。ノース・カロライナ州の課税を免れても、ニューヨーク州の課税を受けるからです。

適正課税条項に関する憲法論議は省略します。

## 2 夫婦間信託

夫婦がお互いを受益者とする信託を設定して、受益者の配偶者が死亡した時、委託者設定の信託の財産が死亡受益者の遺産に加算され遺産税が課されるかどうか争われました。

(UNITED STATES v. ESTATE OF GRACE No.

### (1) 事実関係

故人のジョセフは、1908年にジャネットと結婚した時には既に資産家でした。妻のジャネットは自身の固有の財産を所有していなかったため、彼が1908年から1931年の間に彼女に巨額の動産と不動産を移転しました。その中にはロング・アイランドの不動産も含まれていました。彼は妻に移転した財産を含む家族の事業に対して、事実上の支配権を留保していました。彼女は事業には興味がないので関与せず、夫の判断に頼っていました。彼女の名義になっている財産に形式的な行為が必要な時は、彼が必要書類を用意し彼女が署名していました。

ジョセフは1931年12月15日に、妻のジャネットにその生涯にわたって信託収益を支払うために信託証書を作成しました。その受託者は彼自身、その甥と第三者でした。3人の受託者の過半数が適当と認めた場合は、信託元本の一部も彼女に支払うことができました。彼女は、彼女が死亡時点での残余財産を夫と2人の子どもの間に分配する方法を指定する権限を付与されました。この信託財産は、有価証券と不動産権を含みました。

ジョセフが信託を設定した直後の12月30日に、ジャネットは彼の希望に従い、彼を生涯の受益者とする信託証書を作成しました。この信託財産はこれまで既に彼が彼女に移転した家族所有の地所と会社の証券でした。この信託証書の内容は、先に彼が作成した信託証書の内容と事実上同一でした。

### (2) 信託に対する課税について

1937年にジャネットが亡くなった時、ジョセフ設定の信託は終了しました。彼女の連邦遺産税申告書は彼女設定の信託を開示し、彼女による信託設定は非課税の移転と申告しましたが、内国歳入庁長官はこの夫婦がそれぞれに信託した2つの信託は相互的である(reciprocal)と主張し、相互の価値の範囲内で過少申告による納税不足額を査定しました。

1950年にジョセフが亡くなった時、彼の連邦遺産税申告書が2つの信託を開示しました。彼による信託設定は非課税移転として申告し、彼女の設定した信託は彼が限定的指名権を有する信託として申告しました。内国歳入庁長官はこの2つの信託は相互的(reciprocal)であり、彼女の設定した信託の財産を彼の遺産に加算し、納税不足額を査定しました。遺産財団はこの課税を不服として、その返還訴訟を起こしました。

裁判では相互信託の理論(doctrine of reciprocal trusts)の適用が議論されました。合衆国最高裁判所は、相互信託の理論の適用を認め、妻設定の信託の財産を夫の遺産に加算することを確認しました。

### (3) 筆者のコメント

この信託は、ウェイド氏の「夫婦間信託」の一種です。

米国では他益信託の設定時に、委託者から受託者への移転に対して贈与税がかかりますが、配偶者への生前贈与は非課税であるために、夫婦間で相互の信託を設定し合うことはよく行われます。日本

では、配偶者への生前の非課税贈与は居住用不動産の一定額に限定されるので、夫婦間で相互の信託を設定し合うことは稀です。しかし、夫婦のどちらが先に死ぬかはわかりませんから、お互いに遺言を書き合い、相互の老後の保障のために信託を設定し合う利益があると思います。

この裁判で出てきた相互信託とは、2当事者が互いに相手方を受益者として設定する信託です。その課税理論とは、双方の信託が時間的にも内容的にも近接・近似しており、自益信託を設定したのと同じの経済的効果を生むとみなされる場合は、その信託財産が受益者の死亡時にその総遺産に算入されるとするものです。本裁判ではこの課税理論の適用にあたり、当事者がそのような内心の意図がなくても構わないと判示されました。この裁判例では、ジャネット設定の信託の受益者はジョセフでしたが、その権利は生涯権ですから、彼の死亡により消滅します。しかし、彼が亡くなった時、相互信託の課税理論が適用され、ジャネット設定の信託の信託財産がジョセフの遺産に加算されました。

### 3 配偶者のための信託と公益目的の信託

被相続人が、配偶者信託と公益目的信託を設定し死亡しました。遺産財団はその総遺産額から、配偶者控除と寄付控除を行いました。信託管理費用を信託元本から差し引くか、信託利益から差し引くかが争われました。

(COMMISSIONER OF INTERNAL REVENUE v. ESTATE OF HUBERT, DECEASED, C & S SOVRAN

TRUST CO. (GEORGIA) N. A., CO EXECUTOR  
(1997) No. 95-1402)

#### (1) 事実関係

ヒューバート氏の遺産は巨額で、彼の死後多くの検認訴訟や民事訴訟が続きました。この多様な訴訟手続の当事者は、彼の妻と子ども、彼の甥、共同遺言執行人の一人、Citizens and Southern 信託会社（ジョージア州）、被告の C&D Sovran 信託会社（ジョージア州）の前身、慈善受益者のためのジョージア州コップ郡の地区法廷代理人、そしてジョージア州歳入委員会でした。

ヒューバート氏はいろいろな遺言書および遺言補足書を書いたので、法廷闘争の多くは遺産の分配に関するものでしたが、これに限りませんでした。すなわち、遺言書の作成について、詐欺や不当な圧力がかけられたと主張する遺言書無効の訴えに加え、誹謗や裁判手続の乱用の主張を含む二次的民事訴訟もありました。

主たる裁判手続は、ジョージア州コップ郡の検認と上級裁判所で行われました。遺産課税については、原告である内国歳入庁長官（Commissioner）の査定を受けました。

ヒューバート氏の死後の1年後1987年に、遺言執行人は連邦遺産税申告書を提出しました。1990年に内国歳入庁長官は、連邦遺産税が過少申告である旨主張して、不足税額の通知書を発行しました。長官の主たる異議は、同氏の遺産総額から差し引く配偶者控除額と寄付控除額に対するものでした。遺産財団は租税裁判所（United States Tax Court）に対して、長官の不足税額の決定の見直しを

訴えました。

## (2) 裁判の経過

遺産財団の訴えから数日間で遺産を取り巻くその他の訴訟の多くの決着ができました。その合意契約は、遺産の残余財産を配偶者のための信託と公益目的の信託と、2つの信託に分割することを定めました。内国歳入庁長官は、信託の設定時課税において、配偶者控除および寄付金控除を受けることを認容しましたが、過少申告であるとの主張を取り下げませんでした。

合意契約は、遺産財団がその管理費用を信託元本または信託収益のいずれかから支払うことを定め、管理費用の割当てに関する遺言執行者の裁量権を認めました。この管理費用の額は、おおよそ200万ドルでした。遺産財団はこのうち50万ドルを信託元本から、残りを信託収益から支払いました。遺産財団は、合意契約と信託元本からの支払いとに基づき遺産税債務の再計算を行い、この管理費用の支払いのために使った残余財産の額を配偶者控除および寄付金控除の額から差し引きしましたが、この管理費用の支払いのために使った信託収益の額は同控除額から差し引きませんでした。

そこで内国歳入庁長官はこの再計算に同意せず、管理費用の支払いのための信託収益の使用額を配偶者控除および寄付金控除の額から差し引く必要があると主張しました。しかし租税裁判所は長官の主張を受け入れませんでした。控訴裁判所(court of appeals)はこの判決を支持しました。そして、合衆国最高裁判所はこれを確認しました。

## (3) 筆者のコメント

この信託は、ウェイド氏の「公益目的の信託」の一種です。

米国では、配偶者控除も寄付控除も限度額なしに全額を遺産から控除できます。そのために寄付文化が普及していると聞いています。ヒューバート氏は、その遺産が巨額であるとはいえ、その約半分を寄付に充てたわけですから、相当の決断です。日本でも公益を目的とする事業を行う者が、相続または遺贈により取得した財産の価額は相続税の課税価額に算入されません(相続税法12条1項3号)。

なお、控除額の計算における遺産管理費用の支出の税務の問題については、省略します。

## 4 日本における民事信託の日常的な利用

今回紹介した民事信託の案件は、税務訴訟になったとはいえ、日常的な信託の利用方法であり、複雑な仕組みを使ったものではありません。日本においても十分利用が可能なものです。日本において、認知症対策の信託の利用はそれなりに意味がありますが、それ以外のもっと日常的な信託の利用があつてよいと思われます。ただし、日本の税制の制約に注意が必要です。